

計 推 第 272 号

令和5年(2023年)12月4日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

北海道知事 鈴木 直道



北海道総合開発計画に関する意見について

このことについて、北海道開発法第3条第1項の規定に基づき、新たな北海道総合開発計画に関する意見を提出します。

北海道開発法第2条第1項の規定に基づく北海道総合開発計画の速やかな策定とその着実な推進について、特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

(総合政策部計画局計画推進課計画推進係)

## 北海道総合開発計画に関する道意見

今、北海道は、不安定な国際情勢を背景に、エネルギーの安定的な確保や、食料・経済の安全保障が課題になるなど、社会や経済の大きな変化に直面するとともに、人口減少・少子高齢化の進行により、地域の暮らしや経済を支える担い手の不足といった課題も深刻化しています。また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模自然災害に対する備えも喫緊の課題となっています。

道では、こうした変化や課題に対応していくため、現行の総合計画の計画期間を超えて展開する政策の方向性を、広くお示ししていく必要があるとの考えから、新たな総合計画を策定することとし、新たな北海道総合開発計画と同じ 2024 年度からスタートできるよう、同年夏頃の策定に向けて、現在検討を進めているところです。

こうした中、北海道が持続的に発展していくためには、国と道が、同じ方向性をめざして計画を策定し、より一層連携を図ることにより、施策の相乗効果を生み出していくことが重要となります。

つきましては、新たな北海道総合開発計画の策定及び推進に当たっては、道の新たな総合計画策定の考え方などを踏まえ、調和と連携を図っていただくとともに、特に次の事項について必要な行財政措置も含めご配慮くださるよう、お願いいたします。

### 記

#### 1 計画の策定に関する事項

北海道開発の基本的な枠組みの根幹をなす新たな北海道総合開発計画については、閣議決定し、実効性を確保しながら推進すること。

#### 2 計画の推進に関する事項

- (1) 新たな北海道総合開発計画の推進に当たっては、道の新たな総合計画に基づき取り組む施策と連携し、施策・事業を展開していただきたいこと。
- (2) 地域の特性や特色に応じた政策を展開するため、道央、道南、道北、オホーツク、十勝及び釧路・根室の6つの連携地域ごとに策定する「連携地域別政策展開方針」における重点的な施策・事業の推進を支援すること。
- (3) 道や道内市町村、地域住民、企業、教育機関など、多様な主体との連携・協働を一層強化するとともに、経済社会情勢の変化などを踏まえた計画のフォローアップに道などが参画すること。